

# 回 覧

## 「(仮称) 里庄町手話言語条例 (案)」に対するご意見を募集します

里庄町では現在、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する基本理念を定め、町の責務及び町民、事業者の役割を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての町民が共に生きる地域社会の実現を目的として、「(仮称) 里庄町手話言語条例」の制定を目指しています。

このたび、条例(案)がまとまりましたので、里庄町パブリックコメント実施要綱に基づき、この案に対する皆様のご意見を広く募集します。

### 1 条例案の趣旨及び内容の公開方法

募集期間内に町のホームページに掲載するほか、里庄町健康福祉課、里庄町社会福祉協議会に備え付けます。

### 2 募集期間 平成31年1月21日(月)～平成31年2月14日(木)

### 3 意見を提出できる個人及び団体

- (1) 町内にお住まいの方
- (2) 町内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所、事業所にお勤めの方
- (4) その他、本条例に利害関係を有する個人及び団体

### 4 意見の提出方法

お名前、ご住所、電話番号、年齢、性別、ご意見の趣旨・内容を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。匿名での提出は受付できません。また、電話でのご意見等は受付できませんので、ご了承ください。

- (1) 持参 里庄町健康福祉課
- (2) 電子メール [kenkou@town.satosho.lg.jp](mailto:kenkou@town.satosho.lg.jp)
- (3) 郵送 〒719-0398 里庄町里見1107番地2 里庄町健康福祉課あて
- (4) F A X 0 8 6 5 - 6 4 - 7 2 3 6

### 5 ご意見等の公表方法

提出いただいたご意見については、個人、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの(住所、氏名等)を除き、その全体を取りまとめた上で、ご意見の採否及び町の考え方とともに、町ホームページで公表します。

### 6 問合せ先 里庄町健康福祉課 Tel 0 8 6 5 - 6 4 - 7 2 1 1

